

富山市公設地方卸売市場における「取引ルール」について

改正卸売市場法（令和2年6月21日施行）では、法で義務付けられている遵守事項以外の取引ルール（受託拒否の禁止、第三者販売及び直荷引き等）については、卸売業者、仲卸業者など取引参加者の意見を聴いた上で、卸売市場ごとに定めることができるようになりました。

当市場では、取引参加者へのアンケート調査や、取引参加者で組織する検討会議での協議結果等を踏まえ、下表のとおり取引ルールを定めております。

区分	項目	内容	維持または廃止した理由	改正条文
①	受託拒否の禁止	卸売業者は販売の委託の申込があった場合、正当な理由がなければその引き受けを拒んではならない	現行規定を「維持」 「公設」卸売市場としての役割を果たすため（価格形成等市場の公正な運営の確保及び出荷者の保護等）	第32条 第2項
②	第三者販売の禁止	卸売業者の販売先を仲卸業者等に限定	現行規定を「維持」 平成23年度の地方卸売市場への転換時に、市場取引活性化等を目的として、取引規制を緩和するなど所要の見直しを行っており、取引参加者からも全ての規制廃止を求める意見が無かったため	第33条
③	自己買受の禁止	販売委託された商品を卸売業者自ら購入することを禁止	現行規定を「廃止」 現状では緊急避難的に行われる取引行為であり、廃止しても通常取引に与える影響はないため（検討会議においても委員全員が廃止に同意）	—
④	買戻しの禁止	卸売業者が仲卸業者などに販売した商品の買戻しを禁止	—	—
⑤	直荷引きの禁止	仲卸業者の仕入先を卸売業者へ限定	現行規定を「維持」 平成23年度の地方卸売市場への転換時に、市場取引活性化等を目的として、取引規制を緩和するなど所要の見直しを行っており、取引参加者からも全ての規制廃止を求める意見が無かったため	第39条